

# 命 令 書

再 審 査 申 立 人 入国者収容所東日本入国管理センター 在所中

X1

再 審 査 被 申 立 人 麒麟麦酒株式会社

上記当事者間の中労委平成14年（不再）第64号事件（初審東京都労委平成14年（不）第11号事件）について、当委員会は、平成17年5月11日第9回第三部会において、部会長公益委員荒井史男、公益委員山川隆一、同椎谷正、同岡部喜代子出席し、合議の上、次のとおり命令する。

## 主 文

本件再審査申立てを棄却する。

## 理 由

- 1 本件の初審は、埼玉県地方労働委員会平成10年（不）第5号麒麟麦酒不当労働行為救済申立事件の審査において、被申立人である麒麟麦酒株式会社は、同委員会に提出された委任状が偽造であること、同じく提出された答弁書、準備書面等が被申立人代理人名義又は被申立人代表取締役名義を冒用し、印章を無断使用して作成・行使されたものであること、また、その内容が虚偽であること、偽造の文書が真正に作成されたものであると偽って書証として同委員会に提出されたことなどを知らずながら放置、黙認する等して、申立人の救済を受ける権利を侵害したことが不当労働行為であるとして、同14年2月18日に、東京都地方労働委員会（以下「東京都労委」という。）に救済申立てがあった事件である。
- 2 東京都労委は、平成14年12月10日付け決定をもって、上記救済申立てを平成16年中央労働委員会規則第2号による改正前の労働委員会規則第34条1項1号に該当するとして却下したところ、再審査申立人はこれを不服として、当委員会にその取消しを求めて再審査申立てをした。
- 3 しかしながら、再審査申立人の主張するところは、それ自体では労働組合法第7条各号所定の不当労働行為に該当しないことが明らかであり、初審記録を精査して

も、他に不当労働行為を構成する具体的事実の記載がなく、その補正もされていないものと認められる。

よって、本件救済申立ては却下すべきものであり、本件再審査申立書及び平成 15 年 1 月 30 日付け「再審査補充申立書（一）」を検討しても、初審決定の判断に付加すべきものはない。

- 4 よって、労働組合法第 25 条、第 27 条の 17 及び第 27 条の 12 並びに労働委員会規則第 55 条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成 17 年 5 月 11 日

中 央 労 働 委 員 会  
第三部会長